1　はじめに

公共工事は、府民の貴重な税負担をもとに執行されていることから、府民の理解と信頼を得て進めることが不可欠である。このため、大阪府においては、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、これまで、一般競争入札、公募型指名競争入札等多様な入札方式を導入するなど、入札・契約手続における透明性・客観性及び競争性の一層の向上を目指して入札・契約制度の改善に取組んできた。

特に、平成１１年には、府職員が府議会議員に予定価格等を漏洩した事件が発覚したことに伴い、入札・契約制度の更なる改善として、予定価格の事前公表、公募型指名競争入札の適用拡大及び低入札価格調査制度対象工事の適用拡大などの改善を行ったところである。

しかしながら、これらの改善が実施されたわずか数ヶ月後の平成１２年２月に、極めて職階の高い府職員が、府議会議員に公募型指名競争入札の指名業者名を漏洩していたということで逮捕・起訴されるという不祥事件が、本年５月に発覚した。

このような事態を受け、知事の指示のもと、府民の信頼を取り戻し再びこのような不祥事を起こさないために、全庁を挙げて入札・契約事務に関する調査・検討と改善策を策定することを目的として、副知事をトップに、公共工事の発注８部局の長等で構成される「公共工事入札・契約事務検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を６月に発足させた。

この検討委員会において、６月８日の第１回検討委員会以降、８月２４日までの短期間に計６回の委員会、幹事会を開催し、集中的に検討を行ってきた。

その検討の結果、今般、①入札・契約制度の改善　②入札監視委員会（仮称）（以下「入札監視委員会」という。）の設置及び運営　③公正な職務執行確保のための機能について、以下のとおり基本方向をとりまとめた。

今後、この基本方向に沿って、原則として、９月から具体化を図ることとし、準備の必要な事項については、条件が整い次第、速やかに実行に移すこととする。

基本方向の概要

入札・契約制度の改善

○透明性・客観性、競争性の一層の向上のための方策
- 公募型指名競争入札等の指名業者名・指名理由の事前公表
- 最低制限価格、低入札価格調査基準価格の事前公表
- 実績評価型指名競争入札の試行　　など

○談合等不正行為の防止のための方策
- 入札参加資格の取消し等
- 指名停止要綱の改正及び措置の強化
- 損害賠償予約条項及び契約解除権の明記
- 現場説明会の廃止
- 職員への懲戒処分及び損害賠償請求（官製談合等）　など

○不良・不適格業者の排除及び適正な施工確保のための方策
- 建設業許可、経営事項審査申請の審査の強化
- 現場施工体制の点検の強化　　など

○中小企業対策、下請業者の保護のための方策
- 予定価格の積算内訳の公表
- 施工体制台帳の整備及びチェックの強化　　など

○その他、入札・契約の適正化の促進のための方策

⇒

入札監視委員会（仮称）の設置及び運営

○目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、第三者の公平中立な立場から、入札・契約の過程及び内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図る。

○委員　弁護士、大学教授等の学識経験者等

○委員会の事務
- 入札・契約の過程及び内容の監視
- 再苦情処理

○意見の具申又は勧告の公表

委員会が発注部局の長に対し意見の具申又は是正の勧告を行った場合は公表する。

⇒

公正な職務執行確保のための機能

○目的

職員が公務員として法令等を遵守し、公平かつ公正に府民の疑惑や不信を招くことの無いように職務を執行し、府民の信頼を回復する。

○内容
- 公正職務執行確保に関する要綱の策定
- 公正職務執行確保委員会（仮称）の設置

○要綱

職員の基本的な心構え、公正な職務の執行を確保するため、職員、所属長等の責任に関する事項等を定める。

○委員会

（委員）弁護士、警察ＯＢ等の学識経験者等

（事務）
- 職員等からの報告内容についての調査・審査
- 審査結果の知事への報告等（知事が不当行為者へ警告、捜査機関等へ告発、報告内容を公表等）

⇒

透明性・客観性、競争性が高く
不正が起きにくい入札・契約制度

2　基本方向の概要

検討委員会においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号、以下「入札・契約適正化法」という。）の趣旨を踏まえ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図るとともに、府民の信頼の確保と、不祥事の再発を防止することに重点をおいて検討を行った。

入札・契約制度の改善については、今回、原点に立ち返り、建設業の許可から工事請負代金の支払いに至る公共工事の入札・契約事務に係る全段階について、現状と課題を洗い出した上、改善策の検討を行った。

これまでは、入札・契約制度そのものの改善ということが中心であったが、今回は、これに加え、第三者によるチェック体制の導入や、また、ともすれば不祥事の発生は個人のモラルの問題としてとらえられがちであったものを、不正行為に対して組織としての対応を強化することによって公正な職務執行を確保するという新たな視点で抜本的な改善策の検討を行った。

まず、入札・契約制度の改善については、不当な圧力や行為等の排除、予防、是正を図るため、入札・契約手続きにおける透明性・客観性及び競争性を確保することが不可欠であることから、その一層の向上を図ることとした。

透明性・客観性の確保は、反面一部において談合を助長するという懸念があることから、罰則の強化など、談合等不正行為の防止のための措置を徹底して行うこととした。

さらに、不良・不適格業者は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害することとなることから、不良・不適格業者を排除し、適正な施工の確保を強化することとした。

また、入札・契約制度の改善を図る場合、建設業界、とりわけ中小企業の健全な発展について留意する必要があることから、中小企業対策、下請業者の保護についても併せて検討を行い、必要な改善を行うこととした。

≪不良・不適格業者≫技術力、施工力の全くないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要な技術力からみて適切な施工が行えない企業、過大受注により適切な施工を行えない企業等。

このように、手続きの透明性等の一層の向上、談合等不正行為の防止とともに不良・不適格業者を排除し、中小・下請業者も含め優良な建設業者が適正な施工を行える環境を整備していくことが、不当な圧力や行為等が入りこまないシステムの構築に繋がるものである。

次に、入札・契約の過程及び契約の内容を第三者によってチェックを行うことは、手続きの透明性を更に高め、不当な圧力や行為等を排除する上で有効であることから、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会を設置することとした。入札監視委員会は、入札や契約を公共工事の情報公開という視点に立ち、府民の目線で公共工事を監視するという役割を担う機関である。

最後に、職員一人一人の入札・契約事務に係る意識の向上を図ることは当然のことであるが、更にこれらにかかる圧力を職員個人で受け止めるだけではなく、組織的な対応を行うことによって公正な職務執行を確保することが重要である。このため、新たに学識経験者等の第三者からなる公正職務執行確保委員会（仮称）（以下「公正職務執行確保委員会」という。）を設置することとした。

これによって、職員に対し公正な職務執行を損なう恐れのある要求があった場合には、委員会への報告を義務付けることとし、委員会は、報告内容を調査、審査した上で職員等に対する指導助言を行うこととした。

また、委員会は調査結果を知事に報告し、知事は、必要に応じて、不当行為者への警告や捜査機関等への告発等、適切な措置を講じるなど、不当行為者に対して組織的に対応するためのシステムを構築することとした。

これらの機能を持つ委員会の存在が、外部からの不当な圧力や行為等に対する抑止力になると考えられる。

なお、外部からの不当な圧力や行為等は公共工事に限られるわけではないことから、この委員会は各種の委託業務、物品の購入業務、許認可業務等あらゆる業務を対象とすることとする。

このように、①入札・契約手続きの透明性の一層の向上を図る等入札・契約制度の改善を図ること　②入札監視委員会による監視を受けること　③公正職務執行確保委員会を設置し、不当な圧力や行為等に組織的に対応することにより、透明性・客観性、競争性が高く不正の起きにくい入札・契約制度の確立を図るものである。

3　入札・契約制度の改善について

(1)入札・契約手続きにおける透明性・客観性、競争性の一層の向上のための方策

入札・契約手続きにおける透明性・客観性、競争性の一層の向上を図り、不当な圧力や行為等を排除するため、次の措置を行う。

①公募型指名競争入札等の指名業者名及び指名理由の事前公表

公募型指名競争入札を含む全ての指名競争入札における業者選定の過程及び結果の透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、指名の強要、指名業者を探ろうとする不当な圧力や行為等を排除するため、指名業者名及び当該業者を指名した理由を指名業者決定後速やかに公表する。

≪全国都道府県の公募型の指名業者名の公表時期≫

	都道府県数
事前公表	29
事後公表	13
公募型の制度なし	4

(大阪府を除く46都道府県)

指名業者名の事前公表により、談合が容易に行われる可能性があるため、併せて談合等不正行為の防止の徹底（詳細については、3.(2)談合等不正行為の防止のための方策を参照）を図る。また、一定期間実施の後に、結果の検証を行うとともに、必要な場合は再検討を行う。

②最低制限価格、低入札価格調査基準価格の事前公表

入札・契約手続きの透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、最低制限価格を探ろうとする不当な圧力や行為等を排除するため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を事前公表する。なお、一定期間実施の後に、結果の検証を行うとともに、必要な場合は再検討を行う。

③予定価格の積算内訳の事後公表

入札・契約手続きの透明性・客観性の一層の向上と建設業者の積算技術の向上を図るとともに、不当に低い金額での下請契約を防止するため、予定価格の積算内訳を事後公表する。

≪公募型指名競争入札≫多様な指名競争入札の一つ。事前に、掲示をすることにより、入札参加者を募集し、応募してきた業者の中から提出された資料等を審査した上で、指名する方式。

≪最低制限価格≫契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で申込をした者のうち最低の価格で申込をした者を落札者とする制度。工事又は製造の請負に設けることが可能。

≪低入札価格調査制度≫競争入札の際、最も低い価格を提示した者を落札者とすることを原則とするが、その例外的方式。一定の基準価格を下回った入札があった場合に、その価格で契約内容に適合した履行がなされるか等を調査した上で落札者を決定する方式。

≪予定価格≫契約を締結する場合に、その契約金額を決定するための上限の価格として設定されるものであり、設計金額を基準に算定される。

④低入札価格調査の経過及び結果の公表

低入札価格調査における透明性・客観性の一層の向上を図るため、低入札価格調査の経過及び結果を公表する。

⑤指名停止業者名、期間、理由等の積極公表

透明性・客観性を確保するとともに、談合等不正行為の防止、不良・不適格業者の排除を図るため、指名停止業者名、期間、理由等をホームページ等で積極的に公表する。

⑥Ｂ２ランク等の実績評価型指名競争入札の試行

Ｂ２ランク等の比較的規模の小さい工事について、透明性・客観性等の一層の向上を図るとともに、指名強要等の不当な圧力や行為等を排除するため、実績評価型指名競争入札（最低制限価格を設定）の試行を行う。

また、実施の結果を検証した上で、Ｃランク以下への実績評価型指名競争入札の導入について検討する。

≪大阪府の主な工事種別の等級(ﾗﾝｸ)、工事金額及び入札方法（現行）≫

工事種別	等級	工事金額	入札方法
土木一式	ＡＡ	13.5億円以上	公募型
	Ａ	3.5～13.5億円	〃
	Ｂ１	1.8～3.5億円	〃
	Ｂ２	0.9～1.8億円	通常指名
	Ｃ	9千万円未満	〃
	Ｄ，Ｅ	2千万円未満	〃
建築一式	ＡＡ	8億円以上	公募型
	Ａ	6～12億円	〃
	Ｂ１	3.5～6億円	〃
	Ｂ２	1.8～3.5億円	通常指名
	Ｃ１	1～1.8億円	〃
	Ｃ２	0.5～1億円	〃
	Ｄ	5千万円未満	〃
	Ｅ	1.5千万円未満	〃

⑦多様な入札・契約方式の活用

民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受付けるＶＥ（バリュー・エンジニアリング）方式、ＤＢ（デザイン・ビルド）方式等の多様な入札方式の活用を図る。

⑧要綱、要領、基準、入札結果等のインターネットでの公表

入札・契約手続きの透明性・客観性の一層の向上と不正行為の防止を図るため、入

≪実績評価型指名競争入札≫入札参加条件と工事成績・施工実績を重視した業者選定基準を予め示した上で、入札参加者を募集し、応募した業者の中から選定基準に基き、一定数を指名。府発注工事の工事成績点等を積極的に評価。

≪ＶＥ方式≫工事の目的物の機能を低下させずにコストを縮減する又は同等のコストで機能を向上させるため、民間の技術提案を積極的に活用する方式。入札段階で技術提案を受付ける入札時ＶＥ、施工段階で提案を受付ける契約後ＶＥがある。

≪ＤＢ方式≫民間の特別な設計・施工技術を一括して活用し、コスト縮減、工期短縮等を図るため、設計案等の技術提案を受付け、審査の上、最も有利な企業に設計と施工を一括して行わせる方式。

札・契約手続きに関する要綱、要領、基準及び入札結果等をインターネットで公表する。

⑨入札監視委員会の設置

学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会を設置する。（詳細については、４入札監視委員会の設置及び運営を参照）

⑩電子入札（建設ＣＡＬＳ）の導入に向けた全庁的な検討の推進

透明性・客観性、競争性の一層の向上と事務の効率化、移動コストの縮減等の観点から、電子入札（建設ＣＡＬＳ）の導入に向け全庁的な検討を推進する。

⑪一般競争入札、公募型指名競争入札の拡大の検討

透明性・客観性、競争性が高い、一般競争入札、公募型指名競争入札の適用範囲の拡大について、今後、実績評価型指名競争入札の実施状況等を踏まえ、中長期的な視点で必要な検討を行う。

⑫低入札価格調査制度対象工事の拡大の検討

競争性の一層の向上、企業努力の反映という観点から、今後、中小企業の育成を考慮した上で、低入札価格調査制度対象工事の拡大について中長期的な視点で必要な検討を行う。

⑬指名業者数、対象地域の拡大等の検討

透明性・客観性、競争性の一層の向上、談合等不正行為の防止を図る観点から、通常指名競争入札における指名業者数、対象地域の拡大について、今後、工事の発注量、対象業者数等の検証を行うとともに、必要な検討を行う。

また、指名競争入札における格付けのランクアップ、ランクダウン指名の廃止について必要な検討を行う。

⑭工事発注量に見合った格付け方法の研究（発注量と業者数等）

国土交通省等が実施している、工事発注量等を勘案した入札参加資格における格付けのあり方について、今後、国、他府県等の実施状況等を踏まえ、研究する。

≪建設ＣＡＬＳ≫ＣＯＮＴＩＮＵＯＵＳ　ＡＣＱＵＩＳＩＴＩＯＮ　ＡＮＤ　ＬＩＦＥ－ＣＹＣＬＥ　ＳＵＰＰＯＲＴの略。（直訳は継続的な調達とライフサイクルの支援。）。公共工事の計画から設計、施工、維持管理に至る全工程において、紙の情報を電子化し、インターネットを介してその情報を交換、連絡することで、事務の効率化、省資源化、コスト縮減を目指す取組み。（電子入札を含む。）

≪格付け≫入札参加資格において、企業の経営状況や施工能力に関する主観的事項及び客観的事項について、審査した結果を点数化し、その総合点数に応じ、等級区分登録。原則として、発注する工事の規模に対応する等級に格付けされた業者の中から指名。

(2)談合等不正行為の防止のための方策

談合等不正行為を防止し、公正な競争を促進するため、次に掲げる措置を行う。

①入札参加資格の取消し（最長２年間付与しない）

談合等不正行為の防止、不良・不適格業者を排除するため、建設業者が競争入札の参加者の資格を定めた地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）に該当する場合は、当該業者の入札参加資格を取消す。また、これらの建設業者に対しては、当該事実のあった後、最長２年間は入札参加資格を認めない。

≪大阪府の建設工事の入札参加登録者数の動向≫

	10年度	11年度	12年度	13年度
全申請者数	9,102	541	9,426	285

１１年度、１３年度は中間年の追加登録分

これらの手続きを明確にするため、要綱等の整備を行い、これを公表する。

②指名停止要綱の改正及び措置の強化

≪指名停止期間の比較≫

	大阪府	国
談合	最長24月	最長12月
独禁法違反	最長12月	最長9月
贈賄	最長24月	最長12月

談合等不正行為の防止、不良・不適格業者を排除するため、入札・契約適正化法の施行に合わせ、本年４月１日に指名停止要綱を改正し、談合、贈賄等不正行為に対する指名停止の措置期間を延長するなど措置要件の強化を図ったところである。今後とも、改正された指名停止要綱に基づき、不正行為を行った者に対して厳正な措置を行う。

③損害賠償予約条項及び契約解除権の明記

談合等不正行為により、大阪府に損害が生じた場合に、請負者に対して容易に損害賠償の請求ができるように、損害賠償を予約する条項を請負契約約款に整備する。

併せて、談合等不正行為があった場合に、発注者が契約を解除することができるという内容の条項を整備する。

④現場説明会の廃止

建設業者の利便性の向上と談合等不正行為を防止するため、発注者が入札参加業者を一堂に会させることとなる現場説明会を廃止する。設計内容等に対する質問及び回答については書面で行う。

≪入札参加資格≫地方自治法施行令では、契約の履行に当たり不正行為をした者、不正な利益を得るために連合した者、監督・検査の職員の履行を妨げた者など不正不当行為者は２年間競争入札に参加させないことができることとなっている。

⑤積算内訳書の提出の完全実施

談合等不正行為の防止、不良・不適格業者の排除及び適正な施工が見込まれない著しい低価格での受注（いわゆるダンピング）の防止を図るため、入札参加者による入札金額の積算内訳書の提出を完全実施する。

⑥不自然な入札の公正取引委員会等への情報提供

談合等不正行為を防止するため、１者のみが予定価格以下で他者が全て予定価格を超える入札や、全者が予定価格以内の同額での入札等、明らかに不自然と思われる入札については、各発注部局の公正入札調査委員会において調査するとともに、公正取引委員会等へ情報提供する。

また、一定率を超える落札率の入札については、その入札結果を公正取引委員会へ情報提供する。

⑦談合への発注者の関与が明らかになった場合の職員への懲戒処分及び損害賠償請求

公共工事の入札・契約事務に携わる職員が談合に関与することは、あってはならないことではあるが、建設業者に対する制裁措置の強化を図るのみならず、発注者自らにおいても厳しい措置を行う。公正取引委員会、警察本部等との連携の下に、万一、職員の談合への関与が明らかになった場合には、その職員に対して懲戒処分を行うとともに損害賠償請求を行う。

⑧予定価格の事前公表導入後の検証及び検証結果の公表

平成１２年１月から実施している予定価格の事前公表について、実施後の検証を行い、その結果を公表する。

⑨建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携強化

談合等不正行為の防止と不良・不適格業者を排除するため、建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携を強化する。

⑩指名停止業者名、期間、理由等の積極公表（再掲）

⑪Ｂ２ランク等の実績評価型指名競争入札の試行（再掲）

⑫多様な入札・契約方式の活用（再掲）

⑬要綱、要領、基準、入札結果等のインターネットでの公表（再掲）

⑭入札監視委員会の設置（再掲）

⑮電子入札（建設ＣＡＬＳ）の導入に向けた全庁的な検討の推進（再掲）

⑯一般競争入札、公募型指名競争入札の拡大の検討（再掲）

⑰低入札価格調査制度対象工事の拡大の検討（再掲）

⑱指名業者数、対象地域の拡大等の検討（再掲）

(3)不良・不適格業者の排除及び適正な施工を確保するための方策

不良・不適格業者を排除し適正な施工を確保するため、次に掲げる措置を行う。

①建設業許可の審査の強化

建設業許可申請（更新申請を含む）の書類審査で許可要件等に疑義のある業者に対して立入り検査を実施する。

②経営事項審査申請の審査の強化

経営事項審査申請の審査において、完成工事高や技術職員数の確認のため、契約書等及び健康保険、雇用保険関係書類又は住民税特別徴収税額通知書を提示、又、決算変更届時の確定申告書を照合するなど確認書類の強化を行い、経営事項審査申請の審査のより一層の適正化を図る。

なお、疑義のある場合の立入り検査についても、強化、徹底し、継続実施する。

③建設業法上の処分の強化

一括下請負、施工体制台帳作成違反業者の処分、処分業者のインターネットでの公表、処分基準の見直しなど建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）上の処分を強化する。

④審査及び立入り検査体制の強化

建設業許可申請及び経営事項審査申請の審査の強化、建設業法上の処分の強化を図るため、審査及び立入り検査体制を強化する。また、立入り検査及び建設業法上の処分の際の警察との連携を強化する。

≪大阪府の建設業の許可業者数の動向≫

	10年度	11年度	12年度
知事許可	48,294	49,933	47,852
大臣許可	1,502	1,522	1,509
合計	49,796	51,455	49,361

≪大阪府の経営事項審査申請者数の動向≫

	10年度	11年度	12年度
知事許可	9,529	10,106	9,953
大臣許可	1,075	1,100	1,070
合計	10,604	11,206	11,023

≪大阪府の建設業法上の処分の実績≫

	取消	営業停止	指示	合計
11年度	33	4	15	52
12年度	16	29	19	64

≪建設業許可≫請負代金が５百万円（建築一式工事は 1.5 千万円）以上の工事を施工する場合は、建設業の許可が必要。１都道府県の区域にのみ営業所を設置する場合は、知事の許可が、複数の都道府県に営業所を設置する場合は、国土交通大臣の許可が必要。経営業務管理責任者、専任技術者、財産的基礎等の条件が必要。

≪経営事項審査≫公共工事の入札に参加する建設業者の経営規模（工事完成高等）、技術力（技術者数）等の企業力を審査する制度。全国一律の基準で審査され、項目別に点数化された客観的な総合評点は、入札参加者の格付けの際の客観点となる。

≪建設業法上の処分≫指示処分、営業停止処分、許可の取消処分がある。

⑤入札参加資格の取消し（最長２年間付与しない）（再掲）

⑥指名停止要綱の改正及び措置の強化（再掲）

⑦指名停止業者名、期間、理由等の積極公表（再掲）

⑧損害賠償予約条項及び契約解除権の明記（再掲）

⑨低入札価格調査の強化

著しい低価格入札は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいことから、低入札価格調査において、下請業者の見積り書の提出を求めるなど、調査内容を強化する。また、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する者に対して、入札時にその価格で入札する根拠となる資料の提出を求めるなど、低入札価格調査内容の強化と調査の迅速な実施を図る。

⑩施工体制台帳の整備及びチェックの強化、現場施工体制の点検の強化等

発注者支援データベース・システム等による技術者の現場専任制のチェック、施工体制台帳、施工体系図のチェックの徹底、施工体制把握要領の策定・公表及び要領に基づく現場施工体制の点検の強化を図る。特に、建設業法施行規則（昭和２４年７月２８日建設省令第１４号）の改正により、本年１０月１日から、施工体制台帳の下請通知書の添付書類として全ての下請契約書（金額入り）の写しの提出が義務付けられたことから、施工体制台帳の整備及び内容のチェックを強化する。

⑪積算内訳書の提出の完全実施（再掲）

⑫工事完了検査の改善等

透明性・客観性の一層の向上と、不良・不適格業者を排除し適正な施工を確保するため、検査要領、工事成績評定要領を改正し、公表する。また、工事成績点を受注者に通知するとともに公表する。実績評価型指名競争入札の導入等、工事成績点を業者選定等において活用する。

⑬建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携強化（再掲）

⑭注者相互の連絡、協調体制の更なる強化

不良・不適格業者の排除、現場における適正な施工体制を確保するため、建設業者の過去の工事実績、保有する技術者、施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有

≪施工体制台帳≫特定建設業者は一定の建設工事について、下請企業とその技術者や下請工事の内容等を記載した施工体制台帳を作成し発注者に提出しなければならない。
≪施工体系図≫各下請の施工の分担関係を表示した図表。
≪発注者支援データベース・システム≫（財）日本建設情報総合センターが保有する工事実績情報と（財）建設業技術者センターが保有する監理技術者資格情報や技術者専任確認情報を一体化したデータベース・システム。

する具体的な情報を相互に交換するなどの発注者相互（国、都道府県、市町村）の連絡、協調体制の更なる強化について、今後、必要な検討を行う。

(4) 中小企業対策、下請保護のための方策

建設業界の重要な役割を担う中小・下請企業を保護、育成し、建設業界の健全な発展を図るため、次の措置を行う。

①分離分割発注の推進

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）等に基き、中小企業の受注機会を確保するため、可能なかぎり、分離分割発注の推進に努める。

②Ｂ２ランク以下の最低制限価格の設定

過当競争を防止し、適正な施工を確保するため、Ｂ２ランク以下の中小企業を対象とする工事については、引き続き最低制限価格を設定する。

③予定価格の積算内訳書の公表（再掲）

④低入札価格調査の強化（再掲）

⑤施工体制台帳の整備及びチェックの強化、現場施工体制の点検の強化等（再掲）

⑥大阪府元請下請適正化指導要綱の改正及び指導の徹底

施工体制台帳の整備等に併せて、大阪府元請下請適正化指導要綱の改正を行い、指導の徹底を図る。

(5)その他、入札・契約の適正化の促進のための方策

その他、入札・契約の適正化の促進のために次の措置を行う。

①障害者雇用達成企業への格付け加点

障害者雇用については、建設業者の社会性の評価として、経営事項審査に反映すべき項目として国に対してその要望を行っているところであるが、当分の間、障害者雇用の促進を図る観点から、入札参加資格における業者の格付けに際して、障害者の雇用に積極的な企業に対し評点を加算するなど配慮する。

②ＩＳＯの取得促進

建設業者のＩＳＯ９０００シリーズの認証取得は、公共工事の品質確保に効果的であることから、その取得促進を図るため、取得業者に対する入札参加資格の格付けにおける加点、入札参加資格・業者選定基準への導入、監督・検査の効率化などについて、今後、国、他府県等の実施状況等を踏まえ、検討を行う。

≪ＩＳＯ9000シリーズ≫ＩＳＯ規格のうち、品質管理及び品質保証のためのシステムに関する一連の国際規格。

4　入札監視委員会（仮称）の設置及び運営について

入札・契約の過程及び契約の内容について、透明性を確保するとともに不正行為を防止するために、学識経験を有する者等の第三者の監視を受けることが有効であることから、以下のとおり、入札監視委員会を設置する。

(1)委員会設置の目的等

入札・契約適正化法の趣旨を踏まえ、第三者の公平中立な立場から入札・契約の過程及び内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図ることを目的として入札監視委員会を設置する。

委員は、公正中立の立場で客観的に事務を適切に行うことができる弁護士、大学教授、警察ＯＢ等の学識経験者等の中から、知事が５名以内で選任する。

(2)委員会の事務等

委員会においては、次に掲げる事務を行う。

・入札・契約手続きの運用状況等について報告を受けること

・委員会が任意に抽出し、又は指定した工事に関し、一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯等について審議を行うこと

・報告の内容、又は審議した工事の入札・契約の理由、指名の経緯等に不適切な点、又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で意見の具申、又は勧告を行うこと

・一般競争入札における参加資格がないと認めた理由、指名競争入札及び随意契約の非指名の理由についての再苦情処理を行うこと（但し、政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）の対象となる公共工事を除く。）

委員会の審議に係る議事の概要及び委員会が発注部局の長に対して行った意見具申、又は勧告の内容は、公表することにより透明性を確保する。

また、発注部局の長は、委員会からの意見具申、又は勧告を受けた場合には、これを尊重し、その趣旨に沿って入札・契約の適正化のための必要な措置を講ずるよう努める。

委員会の事務局は、入札・契約適正化法の趣旨を踏まえ、発注担当課等と一定の距離をおくこと、建設工事の入札・契約事務に精通していること、また、建設業の健全な発展という視点をもつ必要があることから、これを建築都市部建築振興課に置く。

(3) 苦情処理手続きの整備等

入札・契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札・契約の過程についての苦情の処理手続等について、あらかじめ明確に定め、これを公表する。

入札・契約の過程に関する苦情の処理については、まず、発注部局の長又は発注機関の長（以下「発注部局長等」という。）において行う。

発注部局長等が一般競争入札における参加資格がないと認めた理由、指名競争入札及び随意契約の非指名理由について、苦情の申出を受けた場合は、申出者に対してその理由を書面で回答する。

発注部局長等は、回答に不服がある場合の再苦情の申立てを受けた場合は、入札監視委員会に諮る。

委員会は、再苦情の申立の内容を審議し、意見書を作成し、その結果を発注部局長等に通知するとともに公表する。

発注部局長等は、委員会の結果を再苦情の申立者に回答する。

5　公正な職務執行確保のための機能について

大阪府における全ての業務について、職員が公務員として法令等を遵守し、公平かつ公正に府民の疑惑や不信を招くことの無いように職務を執行し、もって、府民の信頼を確保することが必要であることから、以下のとおり、公正職務執行確保に関する要綱を定め、公正職務執行確保委員会を設置する。

(1) 公正職務執行確保に関する要綱

要綱においては、公共の利益の増進のため、常に公正な職務執行を行うなど職員の基本的な心構えや公正な執行を確保するため、職員、直接監督責任者及び所属長並びに部局長の責任に関する事項等を定める。

(2) 公正職務執行確保委員会（仮称）

①委員会設置の目的等

行政への不当な要求や圧力を排除し、職員の服務規律及び公正な職務執行を確保することを目的として、公正職務執行確保委員会を設置する。

委員は、職員の職務の執行に関して公正な判断をすることができる弁護士、警察ＯＢ等の学識経験者等から、知事が３名を選任する。

②委員会の事務等

委員会においては、次に掲げる事務を行うものとする。

・職員からの報告内容についての調査、審査

・審査結果の知事への報告

（不当行為者への警告、捜査機関への告発、報告内容の公表）

・職員からの相談に対するアドバイス

・部局長への確認、指示

・事例の集積　等

委員会の事務局は総務部人事室に置く。

(3) 公正職務執行確保に関する事務等

①具体的な取組み

職員は、第三者（不当行為者） から不当な要求・圧力があった場合は、それを拒否するとともに、経過を記録するなど、公正な職務の確保に努めなければならない。

○職員及び所属長等からの報告

・職員は、不当行為者から不当な要求・圧力があった場合は、直接監督責任者及び所属長（以下、「所属長等」という。）に報告する。

・職員から報告を受けた所属長等は、適法かつ公正な職務遂行を確保するために、当該職員に適切な指示を行い、自ら適切な対応を行うなど公正な職務確保に必要な措置を講ずるとともに、職員からの報告内容が公正な職務遂行を妨げる恐れがある場合は、部局長に報告する。

・部局長は、所属長等から報告を受けた場合、適法かつ公正な職務執行を確保するために必要な確認及び指示を行うとともに、公正な職務遂行を損なうと認められる場合は、公正職務執行確保委員会に通知する。

○委員会及び知事の対応

・委員会は、通知内容について調査、審査し、結果を知事及び当該通知のあった部局長に報告する。

・知事は、必要に応じて不当行為者への警告を行うとともに、不当行為者に改善が見られない場合は、捜査機関への告発、報告内容の公表等の措置を講ずる。

○直接相談

・内容等により、上記の手続きによりがたい場合は、職員又は所属長等は直接委員会に相談することができる。

・委員会は、相談内容について調査、審査の上、当該職員等にアドバイスするとともに、必要に応じて部局長に確認及び指示を行う。

○情報提供及び事例集積

・原則として、職員又は所属長等は、公正職務執行確保にかかる全ての案件について、部局長を通じて委員会に情報提供する。

・内容等により、これによりがたい場合、職員又は所属長等は直接委員会に提供するものとする。

・委員会は、情報提供を受けた公正な職務執行確保にかかる全ての案件について事例を集積し、事務の参考とする。

②その他の対応

○マニュアルの策定

本制度の運用を実効あるものとするためには、あらゆる不当な要求・圧力に関して、職員の報告や上司の対応、委員会への通知等の手続きが適切に行われることが必要となる。

このため、一連の事務の流れや、報告、情報提供するケースの具体的例示などについて、マニュアル化することが重要である。

○証拠の保全

捜査機関への告発や、事案の公表を行おうとする場合、第三者の権利を考慮するなど極めて慎重な対応が求められる。

このため、事案の流れや、やり取りの記録の正確な保存が不可欠であり、会話の録音、監視カメラの設置等の対応が重要である。

○研修

本制度が業務に根付くためには、何よりも、公正な職務遂行についての個々の職員の意識が重要となる。

このため、本制度の内容を含めた公正な職務遂行や綱紀保持に関する職員への研修を一層充実、強化することが不可欠である。

6　おわりに

再び不祥事を起こさないという観点から、入札・契約手続きの透明性の一層の向上、不当な圧力や行為等の排除、談合等不正行為の防止などに重点を置いた入札・契約制度の改善を推進していくこととなるが、今後は、入札監視委員会による監視と併せて、実務を行うにあたって発生する具体的な問題点について絶えず検証を行い、更なる入札・契約制度の改善策を継続的に検討していくことが必要である。

外部からの不当な圧力や行為等に対して組織的に対応することにより不正行為を防止するという観点から、公正な職務執行機能確保のための要綱の整備、公正職務執行確保委員会の設置等を行っていくこととしたが、当然のことながら、公正な職務の執行のため、職員一人一人がその立場を自覚して職務の執行にあたり、不当な圧力や行為等に対して毅然とした態度で臨むこと、特に、管理監督の立場にある者が率先して行っていくことが重要である。

また、組織として結束して不当な圧力や行為等を排除していくことが不可欠であり、そういう職員の意識の更なる高揚と、外部から付け入る隙のない組織づくりを推進していくことが必要である。

最後に、本検討委員会は大阪府発注工事の入札・契約制度の改善について検討を行ったものであるが、府の出資法人においても、その発注する工事において入札・契約事務の適正化を促進し、不正行為を防止することは極めて重要であり、当該法人を所管する部局長は、当該法人に対して、入札・契約適正化法の趣旨及び本検討委員会の検討結果（基本方向）の趣旨の周知徹底等に努めるものとする。

〔資料〕

入札・契約制度の改善項目及び実施時期

１透明性・客観性、競争性の一層の向上のための方策	２談合等不正行為の防止のための方策
○公募型指名競争入札等の指名業者名及び指名理由の事前公表 《H13.9 から実施》 ○最低制限価格、低入札価格調査基準価格の事前公表 《H13.9 から実施》 ○予定価格の積算内訳の事後公表 《H14.1 から実施》 ○低入札価格調査の経過及び結果の公表 《H13.9 から実施》 《中・長期的課題》 ○工事発注量に見合った格付け方法の研究	○入札参加資格の取消し等 《H14.4 から実施(H13.9 から周知)》 ○指名停止要綱の改正及び措置の強化 《H13.4 実施済み》 ○損害賠償予約条項及び契約解除権の明記 《H13.9 から実施》 ○現場説明会の廃止 《H14.1 から実施》 ○積算内訳書の提出の完全実施 《H13.9 から実施》 ○不自然な入札の公正取引委員会等への情報提供 《H13.9 から実施》 ○談合への発注者の関与が明らかになった職員への懲戒処分及び損害賠償請求 《H13.9 から実施》 ○予定価格の事前公表導入後の検証と結果の公表 《H13.9 実施》 ○建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携強化 《H13.9 から実施》

〔透明性・客観性、競争性の一層の向上及び談合等不正行為の防止のための方策〕

○指名停止業者名、期間、理由等の積極公表 《H13.9 から実施》
○Ｂ２ランク等の実績評価型指名競争入札の試行 《H13.9 から順次実施（年度内）》
○多様な入札・契約方式の活用 《H13.9 から実施》
○要綱、要領、基準、入札結果等のインターネットでの公表 《H13.8 から順次実施（年度内）》
○入札監視委員会の設置 《H13.11 から実施》

《中期的課題》
○Ｂ２ランク等の実績評価型指名競争入札導入の実施状況を検証した上でのＣランク以下への拡大検討
○電子入札（建設 CALS）の導入に向けた全庁的な検討の推進

《中・長期的課題》
○一般競争入札、公募型指名競争入札の拡大の検討
○低入札価格調査制度対象工事の拡大の検討
○指名業者数、対象地域の拡大等の検討

３不良・不適格業者の排除及び適正な施工を確保するための方策

建設業許可行政庁対応	発注者対応
○建設業許可の審査の強化　《H14.4 から実施》 ○経営事項審査申請の審査の強化　《H14.4 から実施》 ○建設業法上の処分の強化　《H13.9 から実施》 ○審査及び立入り検査体制の強化　《H14.4 から実施》	○入札参加資格の取消等（再掲） ○指名停止要綱の改正及び措置の強化（再掲） ○指名停止業者名、期間、理由等の積極公表（再掲） ○損害賠償予約条項及び契約解除権の明記（再掲） ○低入札価格調査の強化 《H13.9 から順次実施（年内）》 ○施工体制台帳の整備及びチェックの強化、現場施工体制の点検の強化等　《H13.9 から実施》 ○積算内訳書の提出の完全実施（再掲） ○工事完了検査の改善等　《H14.4 から実施》 ○建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携強化（再掲） 《中・長期的課題》 ○発注者相互の連絡、協調体制の更なる強化

４中小企業対策、下請保護のための方策

○分離分割発注の推進　《継続》
○Ｂ２ランク以下の最低制限価格の設定　《継続》
○予定価格の積算内訳の公表（再掲）
○低入札価格調査の強化（再掲）
○施工体制台帳の整備及びチェックの強化、現場施工体制の点検の強化等（再掲）
○大阪府元請下請適正化指導要綱の改正及び指導の徹底　《H13.10 から実施》

５その他、入札・契約の適正化の促進のための方策

○障害者雇用達成企業への格付けの加点　《H14.4 から実施(H13.9 から周知）》

《中・長期的課題》
○ＩＳＯの取得促進

入札監視委員会（仮称）の概要

(1) 入札監視委員会の目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、第三者の公平中立な立場から入札、契約の過程及び内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図る。

(2) 入札監視委員会の事務（委員会のシステム、権限等）

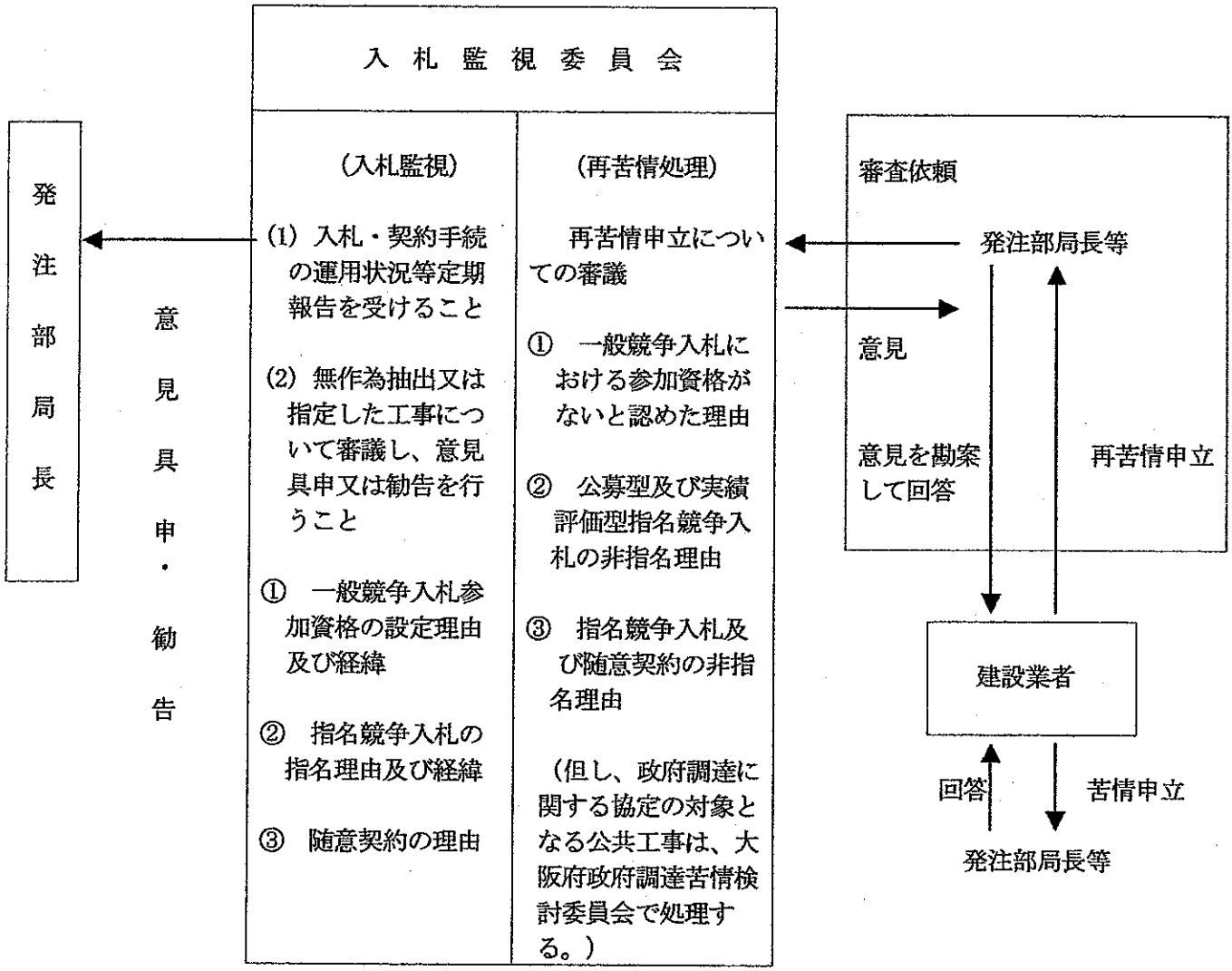

(3) 意見の具申又は勧告の公表

委員会が発注部局の長に対し、意見の具申又は是正の勧告を行った場合は、公表する。

(4) 委員会の委員

委員会は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる弁護士、大学教授、警察ＯＢ等、学識経験者等の第三者から、５名以内で知事が委嘱する。

(5) 委員会の事務局

建築都市部建築振興課内に委員会事務局を設置する。

(6) 委員会設置の時期

１１月１日予定

公共工事における苦情処理システム

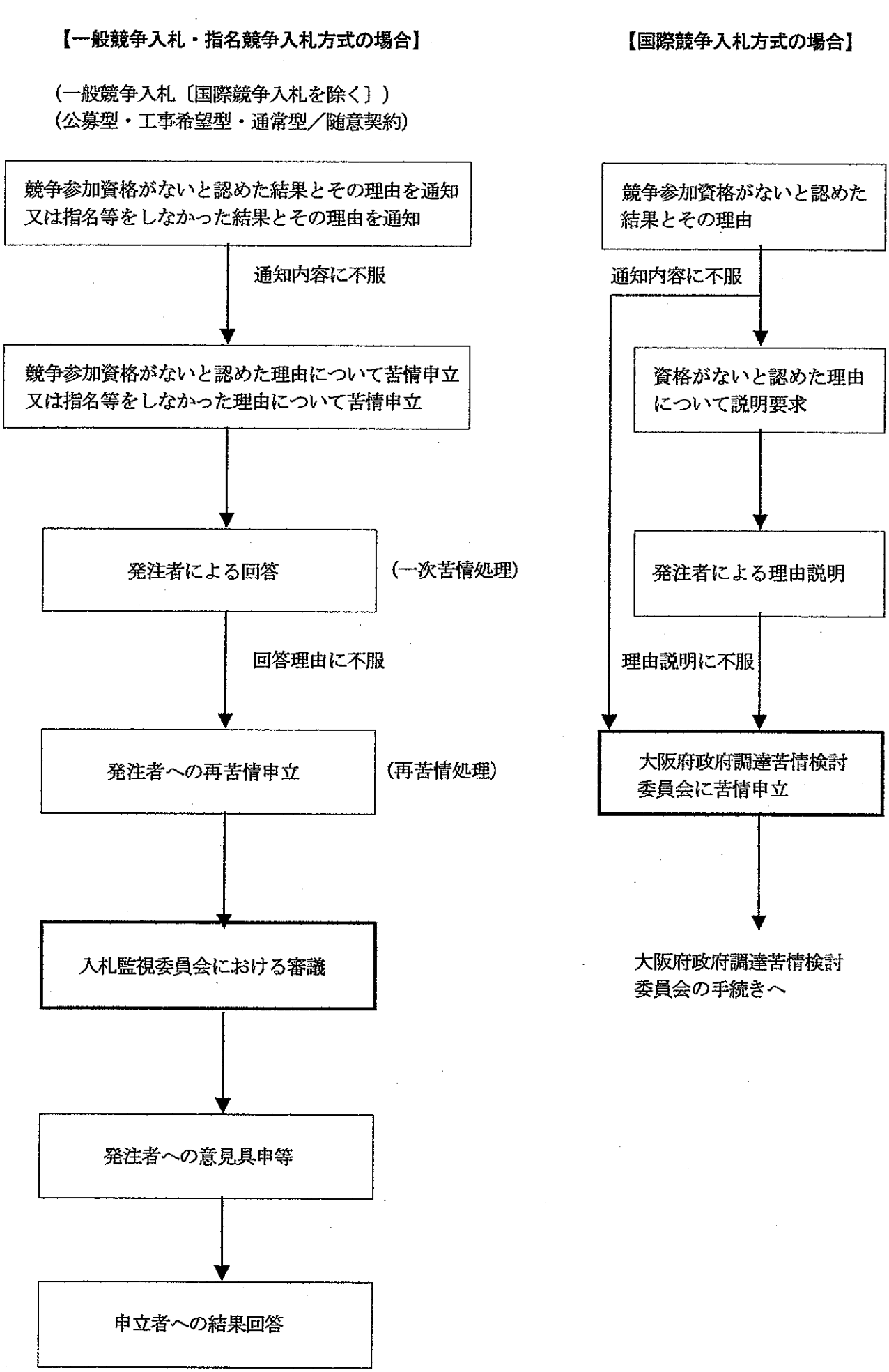

公正職務執行確保のための機能について

1．概要

（1）方針

①公正職務執行確保に関する要綱の策定
②公正職務執行確保委員会（仮称、以下「委員会」）の設置

（2）ポイント

①委員会の権限

・委員会の審査業務には制限を設けない。
（公共工事契約、委託契約、許認可等）

②体制

・直接の調査等の権限、体制を設ける（委員会事務局）。

③連絡システム

・基本的には、所属→部→委員会という体制とする。
・直接職員、所属から委員会に相談できる体制も設ける。（対応の基本は所属・部）
・原則的に全ての案件について、委員会に情報提供し、事例の集積を行う。

（3）委員

・ 弁護士、警察OB、府職員ＯＢ等の学識経験者等から、３名を知事が委嘱する。

（4）事務局

・総務部人事室内に委員会事務局を設置する。

（5）時期

・11月１日予定

2．フロー

（1） 事務の流れ

① 職員は、第三者（不当行為者）から不当な要求・圧力があった場合は、上司及び所属長に報告する。
② 直接監督責任者又は所属長は、部下から報告を受けた場合は、適法かつ公正な職務遂行を確保するために、要求等の経過記録指示や、直接対応など、適切な措置を講ずる。
③ 所属長は、部下からの報告内容が公正な職務遂行を損なう恐れがある場合は、部局長に報告する。
④ 部局長は、所属長からの報告内容について調査し、公正な職務遂行を損なうと認められる場合は、公正職務執行確保委員会に通知する。
⑤ 公正職務執行確保委員会は、通知内容について調査・審査し、結果を知事及び当該通知のあった部局長に報告する。

⑥　知事は、必要に応じて不当行為者への警告、捜査機関への告発、報告内容の公表等の措置を講ずる。

⑦　①～⑥を基本とするが、内容等により、これによりがたい場合は、職員又は直接監督責任者等は、直接公正職務執行確保委員会に相談することができる。

委員会は、内容審査の上、職員にアドバイスすると共に、必要に応じ、部局長に確認・指示を行う。

⑧　原則的に公正職務執行にかかる全ての案件について、委員会に情報提供し、事例の集積を行う。

⑨　情報提供については、⑧を基本とするが、内容等により、これによりがたい場合、職員及び所属長は、公正職務執行確保委員会に直接提供する。
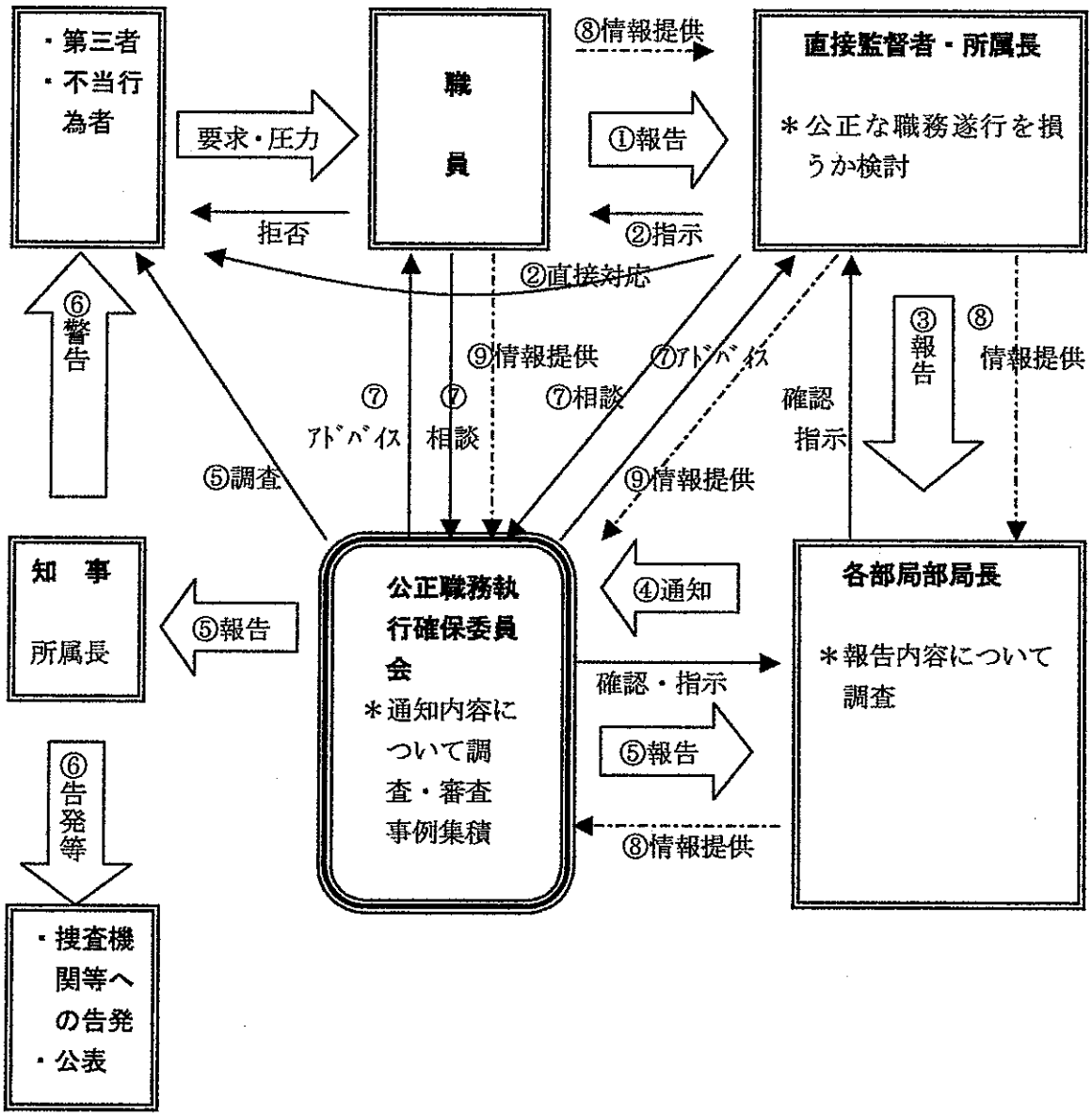
（2）フロー